

平成23年4月から「障害年金加算法」が施行されます

これまで、障害基礎年金を受ける権利が発生した時に、受給権者によって生計を維持している配偶者や子がいる場合で、障害等級が1・2級に該当する方には子の加算がありました。平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、平成23年4月1日から、障害基礎年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することとなった配偶者や子がいる場合にも、届け出により加算を行うこととなります。

平成23年3月までは

受給権発生時にすでに生計を維持する配偶者や子がいる場合には、受給権発生時から加算の対象となります。

※子の人数によって加算されます。子とは、18歳到達年度末までの子、または20歳未満で1級・2級の障がいのある子のことです。

平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます

平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子を有している場合には、法施行時(注1)から加算の対象となります。

平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子を有することとなった場合は、その事実が発生した時点(注2)から加算の対象となります。

(注1) 平成23年3月31日における生計維持関係を確認することになります。

(注2) 婚姻、出生などの事実が発生した日における生計維持関係を確認することになります。

障害基礎年金の子の加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

法律改正により、障害基礎年金の子の加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子の加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、子が障害基礎年金の加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合においては、年金受給権者と子の間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子の加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することができます。

◆障害基礎年金の子の加算の生計維持の認定の時期

児童扶養手当の額は、毎年8月の現況確認の際に所得額などに応じて改定されるため、その際に当該改定後の額と障害基礎年金の子の加算額とを比較して、子の加算の生計維持関係の認定を行うことが基本となります。ただし、それ以外の時期にも子の加算の生計維持関係の認定はできます。

また、障害基礎年金の子の加算に係る生計維持関係については、該当日にさかのぼって認定することにより受給できますが、児童扶養手当については、原則として申請日の翌月からの受給となります。

なお、このたびの改正に関し、児童扶養手当の認定請求に係る広報などを知り得ない場合や長期間の不在などにより平成23年3月31日までに児童扶養手当の認定請求などを行うことができない特別な事情がある場合は、平成23年8月31日までに認定請求などがあれば、児童扶養手当法に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱います。

◆子が複数いる場合の取り扱い

障害基礎年金の子の加算および児童扶養手当ともに、支給対象となる子の数に応じて支給額が決定されます。

子が複数の場合には子ごとに障害基礎年金の子の加算額と児童扶養手当額との多寡を比較して生計維持関係を認定し、障害基礎年金の子の加算と児童扶養手当とのいずれかを受給することになります。

◆児童扶養手当と障害年金の間で子の加算の受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障がい(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子の加算で受給変更が可能となります。

◆児童扶養手当と障害年金の間で子の加算の受給変更ができない場合とは

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子の加算で受給変更できません。

照会先 障害年金加算法については・・・美濃加茂年金事務所 ☎ 0574-25-8181

国保年金課年金係 ☎ 23-6724

児童扶養手当については・・・子ども家庭課 ☎ 23-7733